

利用者名簿の提出について（依頼）

山口市介護保険課

山口市では、平成 29 年度から「山口市介護給付費適正化事業」の一環として、各指定居宅介護支援事業所に居宅サービス計画書等を提出していただき、ケアプラン点検を実施し、介護保険事業の運営について検証しているところです。

平成 31 年度から、ケアプラン点検について、実施体制の強化及び点検件数の増加に取り組むことにしており、大変お忙しい中恐縮ですが、ケアプラン点検の対象者の選定のために、下記のとおり利用者名簿の提出にご協力をお願いいたします。

記

1 利用者名簿（要介護 1～5 の利用者全員分）

※様式は自由。ただし、被保険者番号、利用者氏名、要介護度、居住地（施設名）、担当ケアマネージャー名の記載を忘れずをお願いします。（参考様式あり）

2 提出期限 平成 31 年 3 月 29 日（金）

※提出方法につきましては、郵送・ファックス・Eメール・持参を問いません。

問い合わせ先：山口市介護保険課介護給付担当（砂川、伊達、湯川）

TEL：083-934-2795

FAX：083-934-2669

E-mail：kaigo@city.yamaguchi.lg.jp

（参考） 介護保険給付費適正化事業について

介護保険給付適正化事業とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービス、事業者が適切に提供するように促す事業ですが、山口市では、その中で主要 5 事業とされている「認定調査状況チェック」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合、縦覧点検」「介護給付費通知」への取組みを進めております。

国においても、地域包括ケアシステムの構築の観点から、保険者が在宅の要介護者のサービス利用状況を正確に把握することは重要で、そのことが保険者機能の強化につながるとの考えから、頻回な生活援助型の訪問介護に対する、ケアプランの届出及び市町村の検証を義務化する等、ケアプラン点検を軸とする、給付適正化の動きを加速化させております。

※平成 29・30 年度 ケアプラン点検実施指定居宅介護支援事業所 2 事業所各 2 事例／年

平成 31 年度～（予定） 30 事業所各 2 事例／年